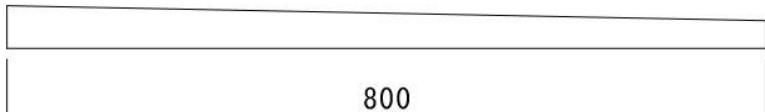


家具 Q & A

Q1：支給材料のうち脚部前後左右脚は図の形状でしょうか。

A1：片側に勾配がついた図の形状の材料を支給します。



図

Q2：蓋部表面（上側）内側は、段欠き加工のみで鏡板などは入らないということでしょうか。

A2：段欠き加工のみとします。

Q3：支給材料の注(2)にある「脚部原寸図の一部を脚部脚胴付面横びき加工用傾斜治具に使用してもよい」とは、脚部原寸図の一部を切り取って使用してもよいということでしょうか。

また、脚部原寸図の裏面を使用してもよいのでしょうか。

A3：脚部現寸図と脚部脚胴付面横びき加工用傾斜治具（以下治具）は、互いを兼ねるものではなく、別々に完成させてください。ただし、治具用支給材料（ラワン材 20mm×900mm×20mm×2本）を補う資材として原寸図の一部（原寸図として使用していない部分）を切り取って治具に使用することは差し支えありません。

また、治具の形状は選手の判断によるものとしますが、鉄丸くぎによって各部材を確実に固定して、安全には十分に配慮してください。

Q4：蓋部やといざねは、前面または側面のどちらかが木口になるということでしょうか。

A4：選手の判断により、やといざねの一方が木口になる仕口として構いません。

Q5：電動ルータを取り付けて使用できる工作台を持参してよいのでしょうか。

A5：持参して構いません（持参工具一覧注（6））。

Q 6 使用可能工作用機械・電動工具一覧の注：(5)にある⑨⑪⑫を除く)は、どのような意味でしょうか。

A 6 使用可能工作用機械・電動工具一覧の○（または△）の表示は、組み立て前に使用可能な工作用機械と電動工具を表していますが、一部の加工（⑨⑪⑫）については組み立て後にも○で示された電動工具を使用することができます。

Q 7 脚部脚下の横びき加工は、”切り回し”として、墨付け前に行っても良いでしょうか。

A 7 使用可能工作用機械・電動工具一覧にありますように、切り回しとは別の作業とします。墨付け後加工してください。

Q 8 注意事項及び仕様（3）の「ただし～選手の判断により工作する。」について、ダボ・ビスケットの個数を変更して加工しても良いでしょうか。

A 8 最適と思われる位置および個数で工作してください。

Q 9 使用可能工作用機械・電動工具一覧の注（5）について、⑨・⑪・⑫は、組立後に加工しても良いとのことですが、その場合、該当箇所の墨付けは、検査時に必要なのでしょうか。

A 9 組立後の加工については、墨付も加工後として構いません。